

令和5年第2回教育委員会会議議事録

1 開催日時

令和5年2月24日(金) 午後3時00分～午後3時37分

2 開催場所

教育委員会会議室

3 出席者

	教育長	菅野 勇次
教育委員	教育長職務代理者	小尾 一彦
	委員	岩谷 史人
	委員	東 みどり
	委員	國安 環
事務局	教育部長	川瀬 吉治
	学校教育課長	西田 建司
	生涯学習課長	石田 晋一
	給食センター所長	鯨岡 健
	図書館長	天羽 徹
	総務係主査	川本 貴士
	学校教育係長	酒井 貴範
	学校教育推進員	梶原 源基
	学校教育推進員	佐藤 充弘
	学校教育推進員	喜多 敦

4 議 事

報告第2号 令和5年度幕別町一般会計予算の内示について

議案第7号 幕別町教育委員会事務局職員の処分について

議案第8号 幕別町教育委員会事務局職員の処分について

議案第9号 幕別町附属機関設置条例の一部を改正する条例の申し出について

議案第10号 幕別町立学校設置条例の一部を改正する条例の申し出について

議案第11号 幕別町修学支援資金条例の一部を改正する条例の申し出について

議案第12号 幕別町蝦夷文化考古館条例を廃止する条例の申し出について

議案第13号 令和4年度幕別町一般会計補正予算の要求について

5 議事概要 次のとおり

菅野教育長 ただ今から、第2回教育委員会会議を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、会期は、本日1日限りと決しました。

次に、日程第2、会議録署名委員の指名についてであります。本日の会議録署名委員に、2番東委員、4番小尾委員を指名いたします。

次に、日程第3、前回会議録の承認であります。令和5年度第1回教育委員会会議について別紙会議録のとおりでご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、第1回教育委員会会議録を承認いたします。

次に、日程第4、事務報告についてお願いいたします。

教育部長(川瀬 吉治) 事務報告は1点であります。

お手元に配付の学校別感染者数のとおり、新型コロナウイルス感染症の感染状況です。21日までの集計で、12名の感染者数です。始業式が札内南小を除き13日からでありました、授業が再開されてからは目立った感染はなく、学級閉鎖もありません。

学校現場には引き続き感染防止に取り組んでいただいております。

菅野教育長 事務報告につきまして、何か質疑等はございませんか。

(ありません)

菅野教育長 質疑がないようですので、次に議件に入ります。

日程第5、報告第2号、令和5年幕別町一般会計予算の内示について説明を求めます。

教育部長(川瀬 吉治) 報告第2号、「令和5年度幕別町一般会計予算の内示について」ご説明いたします。

議案書は1ページになりますが、お手元に配付の報告第2号別紙をご覧ください。教育委員会として、令和5年度一般会計予算について要求いたしました結果について、去る、1月27日に内示がありましたので、ご報告いたします。報告第2号説明資料の1ページになります。歳出予算の内示額であります。10款教育費 5年度要求額①の欄になりますが、22億2,680万2千円の要求に対し、内示額②の欄になりますが、21億2,968万3千円であり、要求額に対しての比較は②-①の欄になりますが、9,711万9千円の減額内示となったところであります。また、令和4年度予算額③の欄になりますが、20億747万5千円でありましたので、令和5年度内示額②と比較いたしますと、比較②-③の欄のとおり、1億2,220万8千円の増額となっております。増額要因は、札内南小学校長寿命化改修工事の工事費の増及び前年度当初予算で計上されておりました、アイヌ文化拠点空間整備事業の実施によるものがあります。

それでは、主な事業についてご説明させていただきます。4ページをお開きください。令和5年度当初予算に係る教育費の主要事業(ソフト事業含む)の内示結果になります。予算要求の概要については、昨年12月16日開催の第13回教育委員会会議で説明しておりますので、要求額に対し変更のあった主な事業についてご説明いたします。表の中段1項教育総務費、4目スクールバス管理費、スクールバス運行事業、スクールバス運行委託料(小中学校分)については、運行日数の精査による減であります。5ページをお開きください。2項 小学校費 2目教育振興費(小学校)保護者費用負担軽減事業(小学校)オンライン学習通信費扶助は、タブレット端末の家庭への持ち帰りに活用するための通信費用についての扶助でありましたが、タブレット端末の活用等を整理するため内示額は0であります。3項 中学校費 1目学校管理費(中学校)学校事務補助員報酬及び特別支援教育支援員報酬は、生徒数減のため本町配置基準により減額の内示。2目の教育振興費(中学校)、中学校教育活動推進事業、部活動地域移行検討委員報酬は、部活動の地域移行等について検討する「幕別町部活動地域移行検討委員会」の運営費の追加であります。2目教育振興費の最下段にあります。

オンライン学習通信費扶助は小学校費の説明と同様であります。次に5項社会教育費 1目社会教育総務費の社会教育委員活動推進事業については、北海道社会教育研究大会開催地確定による精査により増額内示であります。このすぐ下、小学生国内交流事業は、受入れ町村確定による精査で増額であります。次の中学生・高校生海外研修事業は、旅費の見積単価の変更による減額内示であります。6ページをお開きください。上から2つ目の 2目公民館費、しらかば大学開催事業、しらかば大学通学バス借り上げ料は、コロナ前のバス運行に戻すことによる0内示であります。6目 集団研修施設費、集団研修施設維持管理事業、施設周辺環境整備委託料は、草刈回数の減による査定減であります。7目図書館管理費、マイファーストブックサポート事業、講師謝礼は、0内示であります。7ページをお開きください。9目 アイヌ文化拠点空間整備事業、その下のアイヌ文化振興事業に予算の変動がありますのは、国との交付金の予算調整により、考古館改修工事を当初令和5年度実施する予定であったものを令和6年度に実施するなど国との調整を行ったことにより事業費が変動したものであります。

本予算は、2月28日に開会いたします、令和5年第1回町議会定例会に提案され、3月13日から16日の予算審査特別委員会での審議を経て、17日の定例会最終日に議決される予定であります。以上で説明を終わらせていただきます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

菅野教育長 質疑なしと認めます。報告第2号につきましては、報告のとおりといたします。

菅野教育長 次に、日程第6、日程第7 議案第7号および第8号「教育委員会事務局職員の処分について」につきましては、幕別町教育委員会会議規則第15条第2号「任免、賞罰等職員の身分取扱その他人事に係る事項」のため、「秘密会」といたします。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、秘密会といたします。

菅野教育長 秘密会を解きます。

菅野教育長 次に、日程第8、議案第9号、幕別町附属機関設置条例の一部を改正する条例の申し出について、説明を求めます。

学校教育課長(西田 建司) 議案第9号、幕別町附属機関設置条例の一部を改正する条例の申し出につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の4ページ、別紙の議案第9号説明資料をお開きください。本条例は、地方公務員法等の改正に伴い、令和2年第1回町議会定例会において、従前、連絡調整機関などとして、規則・要綱で設置していた委員会や協議会等のうちの13の機関を附属機関として明確に位置づけたものであります。この度の改正は、スポーツ庁及び文化庁が令和4年12月に策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、本町の生徒にとって望ましい部活動の在り方や地域移行等について検討をするため「幕別町部活動地域移行検討委員会」を設置し、附属機関として加えるものであります。議案第9号説明資料をご覧ください。新旧対照表になります。左が現行条例、右が改正条例になり、この度、改正する箇所にはアンダーラインを引いております。別表は、附属機関の名称や所掌事務などを定めておりますが、改正条例の別表のとおり、教育委員会の部に、「幕別町部活動地域移行検討委員会」を新たに加えるものであります。所掌事務は、「部活動の地域移行に関する準備や諸課題についての審議に関すること」と位置づけ、委員の構成は、関係団体の代表者、関係学校の代表者、教育委員会が必要と認める者とするものであります。関係する分野の方々の意見を反映することができるよう、定数を10人以内とし、任期を2年とするものであります。議案書4ページにお戻りください。附則についてであります。この条例は令和5年4月1日から施行する、とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第9号について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第9号は原案のとおり可決しました。

次に、日程第9、議案第10号、幕別町立学校設置条例の一部を改正する条例の申し出について、説明を求めます。

学校教育課長(西田 建司) 議案第10号 幕別町立学校設置条例の一部を改正する条例の申し出についてご説明申し上げます。

議案書の5ページ、別紙の議案第10号説明資料をお開きください。この度の改正は、令和6年3月をもって古舞小学校を閉校させていただくこととなりましたことから、幕別町立学校設置条例の一部を改正するものでありますが、ここで、古舞小学校が閉校するに至った経緯等について説明いたします。古舞小学校は、明治38年、「古舞簡易教育所」として開設以来、地域の教育や文化の拠点として、地域住民の心の拠り所として大きな役割を果たしてこられ、1,100人を超える卒業生は各地でご活躍され、社会発展のために貢献されております。

しかしながら、現在12人の児童数が今後さらに減少し、教頭や養護教諭の配置が見込めなくなる見通しであることを踏まえ、先月、古舞小学校PTAと古舞公区から、町と町教育委員会に対して、「令和5年度末をもって、古舞小学校を閉校し、札内南小学校へ統合をすること」の要望があったところであります。

要望に至る経過といたしましては、昨年2月から、PTA役員が中心となり、地域の就学前児童を含めた有児家庭へのアンケート調査を実施したほか、双方で幾度となく会合を重ね、最終的には、12月に開催された古舞公区全戸が加入する古舞小学校PTA臨時総会において、全会一致で決定されたと伺っております。

町といたしましても、古舞小学校の輝かしい歴史を118年をもって閉じなければならないという苦渋の選択をされた地域の判断に敬意を表するとともに、その思いを尊重することとし、閉校することとしたものであります。今後は、円滑な統合に向けた準備や校舎等の跡利用について、地域と相談しながら進めてまいりたいと考えております。

議案第10号説明資料をご覧ください。新旧対照表になります。左が現行条例、右が改正条例になり、この度、改正する箇所には、下線を引いておりますが、現行条例の別表第1、「幕別町立古舞小学校の項」を削るものであります。議案書5ページにお戻りください。附則についてであります。この条例は、令和6年4月1日から施行する、とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

菅野教育長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第10号について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第10号は原案のとおり可決しました。

次に日程第10、議案第11号、幕別町修学支援資金条例の一部を改正する条例の申し出について説明を求めます。

学校教育課長(西田 建司) 議案第11号、「幕別町修学支援資金条例の一部を改正する条例の申し出」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の6ページ、別紙の議案第11号説明資料をお開きください。

本条例につきましては、町内に住所を有する、高等学校等に在学する者のいる世帯に対して、修学する上で必要な経費を給付することにより、教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的としているものであります。

この度の改正は、北海道が実施している「北海道公立高校生等奨学給付金制度」と私立高校生を対象とした「奨学のための給付金制度」との均衡を図り、本町の修学支援資金の給付額を北海道の給付額と同額に改めようとするものであります。議案第11号説明資料をご覧ください。新旧対照表になります。以下、条文に沿いまして、ご説明申し上げます。左が現行条例、右が改正条例になり、この度、改正する箇所には、下線を引いておりますが、現行の別表の給付額の改正であります。別表（第3条関係）は、世帯区分と在学する高等学校等の課程ごとに、公立高等学校と私立高等学校に区分し、修学支援資金の給付額を定めております。新旧対照表では、第2条の記載を省略しておりますが、第2条は給付対象者を定めております。第1号で、高校生又は保護者等が幕別町内に住所を有していること、第2号で、世帯の年間収入金額が生活保護基準の1.3倍未満であって生活保護の生業扶助が措置されていない世帯か、1.3倍未満であって世帯員のいずれかが、市町村民税所得割が課税されている世帯に該当する世帯の保護者等であること、第1号と第2号のいずれにも該当する保護者等を給付対象者と定めております。北海道の制度との間で、同一人への重複給付とならないよう制度設計をしているものであります。

まず別表の番号「1」、世帯区分の「第2条に規定する給付対象者の要件を満たす者の属する世帯（次項に掲げるものを除く。）」であります。この世帯は、当該対象高校生のほかに23歳未満の兄弟がいない世帯となります。この世帯の場合で、通信制以外の公立高等学校に通う生徒がいる世帯は、年額11万100円を11万4,100円に、私立高等学校は、12万9,600円を13万4,600円に、通信制の公立高等学校は、4万8,500円を5万500円に、私立高等学校は、5万100円を5万2,100円に、改めようとするものであります。

次に別表の番号「2」、世帯区分の「第2条に規定する給付対象者の要件を満たす者の属する世帯で、23歳未満の扶養されている兄弟がいる世帯」であります。この世帯の場合で、通信制以外の公立高等学校に通う生徒がいる世帯は、年額14万1,700円を14万3,700円に、私立高等学校は、15万円を15万2,000円に、通信制の公立高等学校は、4万8,500円を5万500円に、私立高等学校は、5万100円を5万2,100円に、改めようとするものであります。

次に、議案書の6ページにお戻りください。附則についてであります。この条例は、令和5年4月1日から施行する、とするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

小尾委員 修学支援資金条例について今年度どのくらいの生徒がこの資金を利用しているのでしょうか。

学校教育課長（西田 建司） 本条例改正に伴う影響額としてもお話ししたいと思います。令和4年度をベースに通信制以外の高等学校等に通う高校生のいる世帯の内、公立高等学校に通う世帯が8名、私立高等学校に通う世帯が8名で計算したところ合計額58,000円の増額となる試算をしているところであります。なお、昨年は公立学校に通う世帯が20名、私立学校に通う世帯が4名といった状況であります。以上です。

菅野教育長 他にございませんか。

（ありません）

菅野教育長 お諮りいたします。議案第11号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

菅野教育長 異議なしと認め、議案第11号につきましては、原案どおり可決いたしました。

次に、日程11、議案第12号、幕別町蝦夷文化考古館条例を廃止する条例の申し出について説明を求めます。

生涯学習課長（石田 晋一） 議案の7ページ 議案第12号、「幕別町蝦夷文化考古館条例を廃止する条例の申し出について」につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

幕別町蝦夷文化考古館は、幕別町白人出身のアイヌである故吉田菊太郎氏が、昭和34年に「アイヌ文化を正しい姿で後世に残す」ことを目的として建設し、吉田氏の死去後、翌年の41年に故人の遺志を尊重したご遺族から、町が寄贈を受けたものであります。

これまで、吉田氏が広く収集された貴重なアイヌ民族資料を同館において展示・収蔵してまいりましたが、令和4年3月に国の認定を受けた「幕別町アイヌ施策推進地域計画」に基づき、蝦夷文化考古館の保存改修及び展示・収蔵資料の修復を実施するため、令和5年3月31日をもって同館を閉館することから、本条例を廃止するものであります。次に、附則についてであります。本条例の施行期日を令和5年4月1日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

（ありません。）

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第12号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

菅野教育長 異議なしと認め、議案第12号につきましては、原案どおり可決いたしました。

次に日程第12号 議案第13号 令和4年度幕別町一般会計補正予算の要求について説明を求めます。

教育部長（川瀬 吉治） 議案書は8ページなります。議案第13号、令和4年度幕別町一般会計補正予算の要求について、ご説明を申し上げます。

補正予算の要求内容につきましては、10款教育費の予算を3,399万7千円減じて、予算総額を20億7,622万4千円とするものであります。1項 教育総務費 2目 事務局費 就学支援資金交付事業は、支給対象者の減による執行残で138万4千円の減額。3目 教育財産費、学校教育施設整備事業は、札内南小学校の改修工事の入札減が主なもので291万9千円の減額。

4目 スクールバス管理費スクールバス運行事業は、行事運行の減と導入したスクールバスの入札減による減額で 1,116万7千円の減額 2項 小学校費、1目 小学校維持管理事業

3項 中学校費、1目 学校管理費は、電気料金単価上昇による追加分で小学校費、118万1千円、中学校費 136万円の増。2目 教育振興費、中学校教育活動推進事業は、全国・全道大会参加奨励金の件数の増に伴い110万円の追加。保護者費用負担軽減事業(中学校)は、修学旅行の行先がコロナ感染症の影響で、近くになったことによる事業費の減により230万6千円の減額。5項 社会教育費 1目 社会教育総務費 社会教育総務事務事業は、忠類総合支所の生涯学習課職員が当初会計年度任用職員を予定していたが再任用職員が配属されたことによる人件費1名分の減で277万6千円の減額。小学生国内交流事業、中学生・高校生海外研修事業はいずれも新型コロナウイルス感染症の影響による、事業の中止による減で合わせて706万2千円の減。2目 公民館費から7目 図書館管理費までは、いずれも電気料金単価上昇による追加分合わせて83万3千円の追加。8目 百年記念ホール管理費は、幕の更新の入札減による減で1,045万円の減。9目 アイヌ施策推進事業費、アイヌ文化拠点空間整備事業費は、入札減による減で合わせて41万2千円の減。補正予算については、2月28日に開会される令和5年第1回定例会に提案するため、幕別町長に対し要求するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

（ありません。）

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第13号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第13号につきましては、原案どおり可決いたしました。議案については以上となりますが、この他、皆さんからなにかございませんか。

(ありません。)

菅野教育長 以上をもちまして、本日の日程の全てが終了しましたので、第2回教育委員会会議を閉じます。